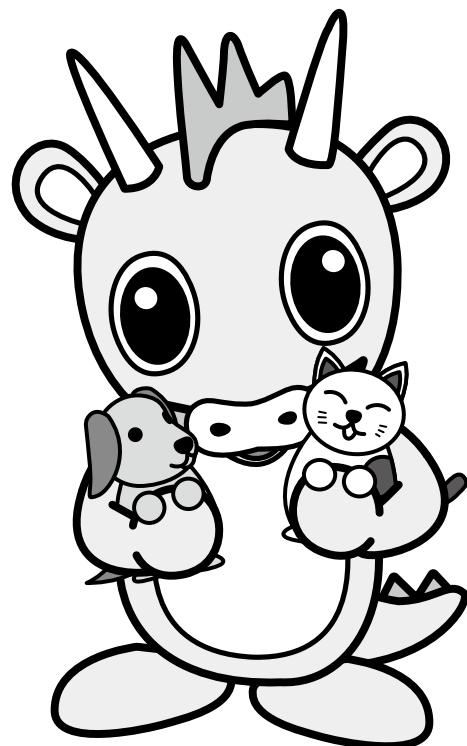


平成27年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目 次

第1章	総説	1
1.	組織・機構	1
(1)	動物愛護ふれあいセンターの概要	1
(2)	センター設置に係る沿革	2
(3)	施設概要	3
(4)	組織と職員構成及び業務内容	6
(5)	管轄区域	6
(6)	事業予算及び手数料	7
第2章	事業の概要	8
1.	動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	8
(1)	ふれあい事業実施状況	8
(2)	職場体験教室実施状況	10
(3)	犬・猫の譲渡事業実施状況	12
(4)	動物の適正飼養教室実施状況	13
(5)	犬とのふれあい方教室（咬傷事故防止プログラム）	13
(6)	動物ふれあいフェスティバル	14
(7)	市民講座、出張講座	15
2.	犬、猫等に関する事業	16
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	16
(2)	収容に係わる業務	16
(3)	動物の管理・処分業務	18
(4)	動物に関する相談	19
3.	動物取扱業及び特定動物に係わる業務	21
(1)	動物取扱業に関する業務	21
(2)	特定動物の飼養・保管状況	23
(3)	動物の飼養（収容）許可	24
(4)	多数の動物の飼養に係わる届出	24
第3章	統計資料集	25
1.	畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数	25
2.	犬の捕獲等収容数及び処分数	25
3.	猫の収容数及び処分数	26
4.	その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）	26
5.	犬・猫の譲渡事業	27
6.	月別来館者数	27
7.	来館者・ふれあい教室参加者	28
8.	苦情・相談件数	28
9.	犬・猫の適正飼養教室参加者数	29
10.	職場体験教室・インターナンシップ実施状況	29
11.	動物取扱業登録数の推移	30
12.	動物取扱責任者研修会の開催状況	30
13.	特定動物（危険な動物）の許可状況	30
14.	職員構成	31
15.	主な事務手数料歳入の内訳	31

第1章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から20～40km圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに約20kmの広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置目的・経緯】

さいたま市は平成13年5月1日に旧大宮市・与野市・浦和市の3市の合併により誕生しました。平成15年4月1日には、全国13番目の政令指定都市となり、さらに平成17年4月には岩槻市と合併、現在127万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成14年4月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成18年6月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行 (平成26年10月 改正条例施行)

区名	世帯数	人口	面積(k m ²)	区名	世帯数	人口	面積(k m ²)	
西区	37,189	87,434	29.12	桜区	43,710	95,522	18.64	
北区	64,545	145,669	16.86	浦和区	70,221	157,014	11.51	
大宮区	53,951	115,089	12.80	南区	81,403	181,159	13.82	
見沼区	70,009	161,431	30.69	緑区	49,162	119,788	26.44	
中央区	45,155	99,164	8.39	岩槻区	47,894	111,227	49.17	
市全体	563,239	1,273,497	217.43	(平成28年4月1日現在)				

(3) 施設概要

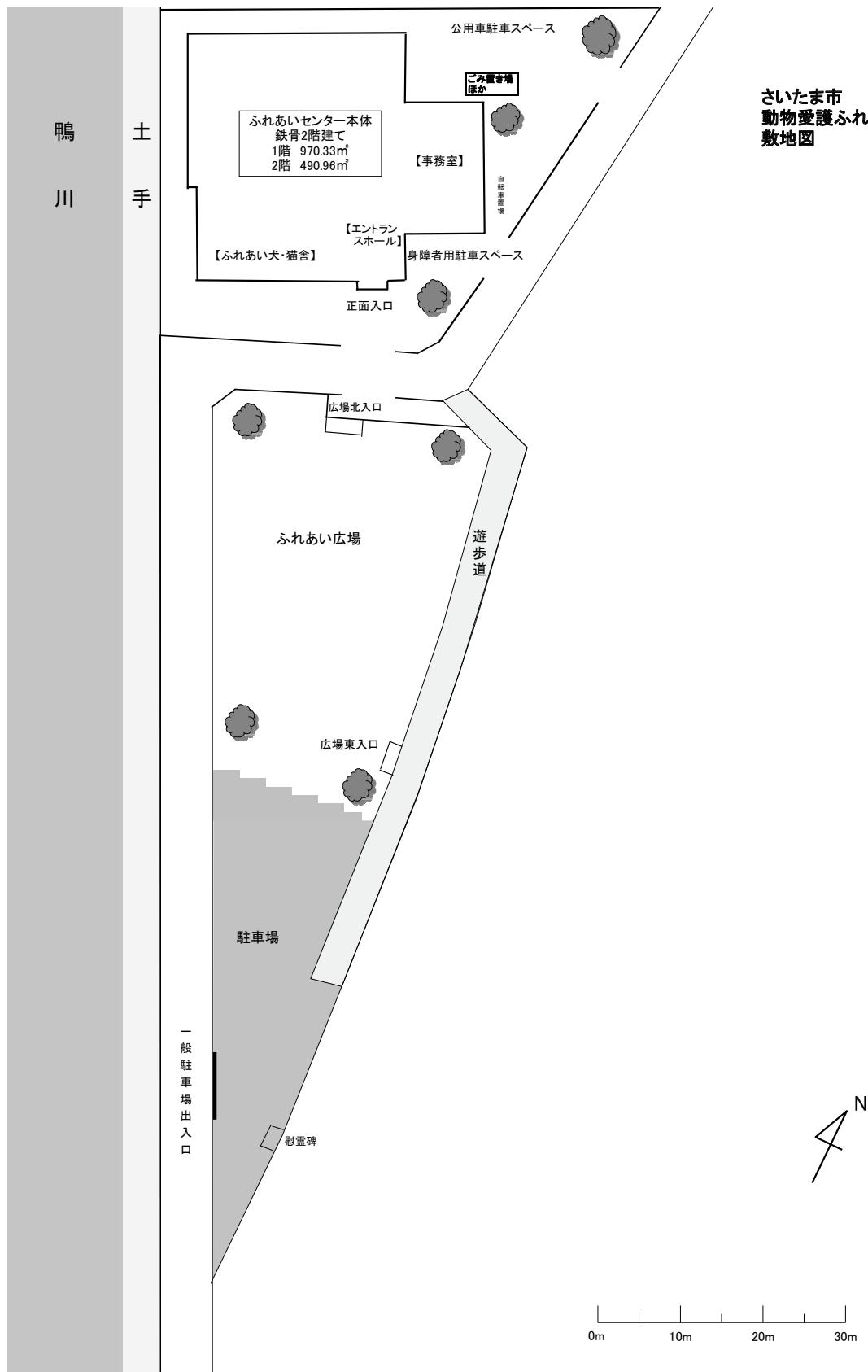


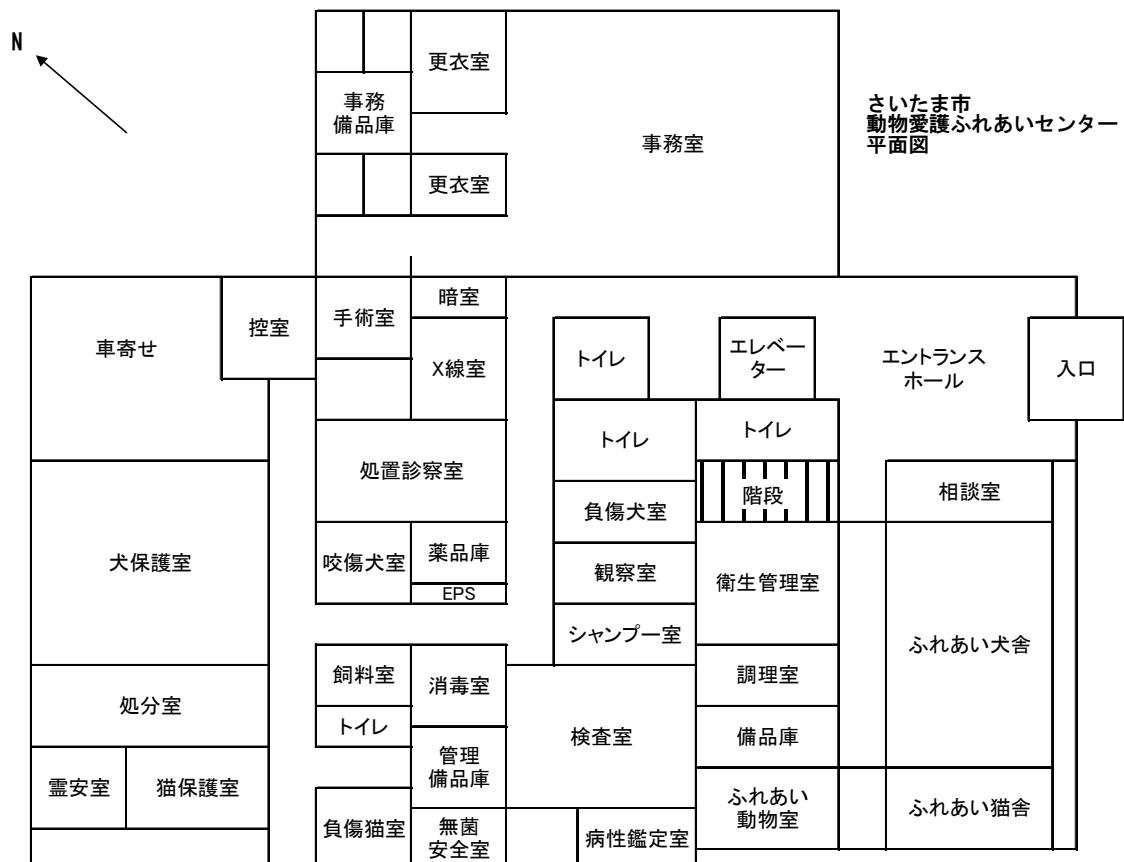
所在地	さいたま市桜区大字神田950 番地 1
敷地面積	4, 189. 91 m ²
建築面積	1, 021. 69 m ²
建設費	798, 105, 000 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1, 461. 29 m ² (1 階 970. 33 m ² 、2 階 490. 96 m ²)
施設内の主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎 (40. 32 m ²) 、ふれあい猫舎 (16. 00 m ²) 、犬保護室 (59. 86 m ²) 、猫保護室 (15. 75 m ²) 、処置診療室 (23. 20 m ²) 、検査室 (34. 77 m ²) 、相談室 (9. 60 m ²) 、事務室 (133. 50 m ²) 、その他 (670. 35 m ²) (2 階) レクチャールーム (150. 00 m ²) 、展示ホール (92. 80 m ²) 、講習会室 (38. 40 m ²) 、その他 (209. 76 m ²)
付属施設	ふれあい広場 (1, 281. 98 m ²) 駐輪場 (20 台) 公用車駐車場 (5 台) 駐車場 (26 台) 身体障害者用駐車場 (1 台)

鴨川

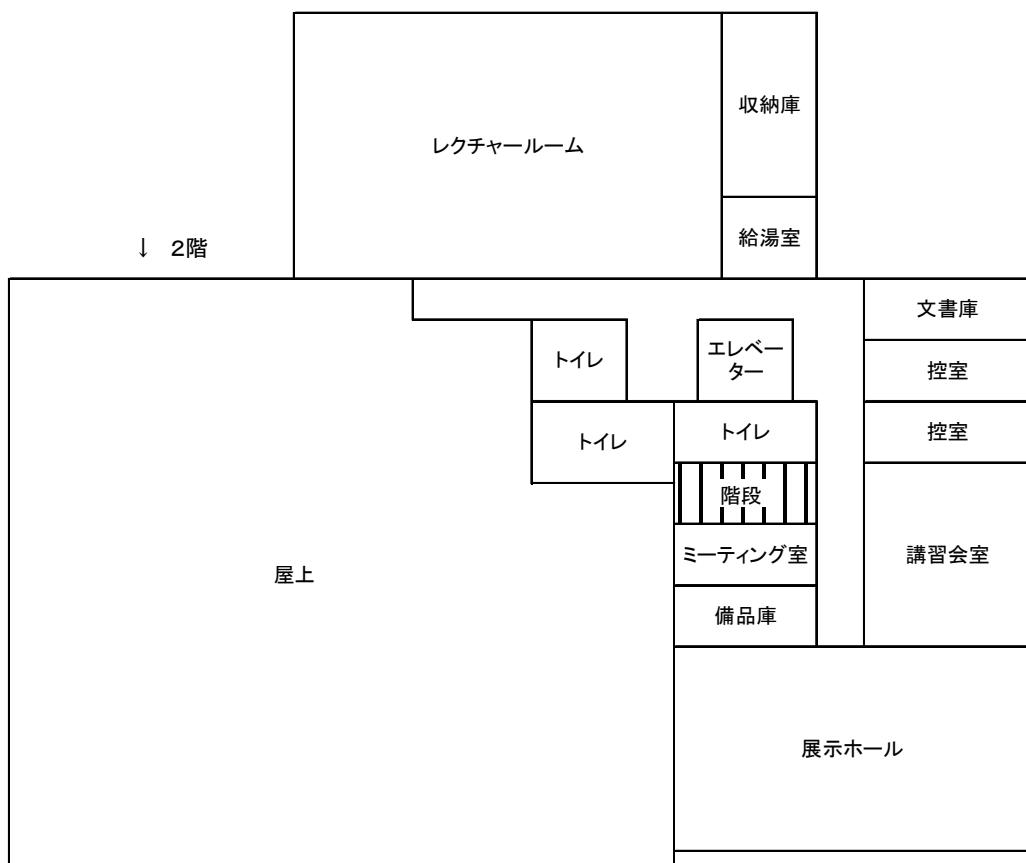
土手

さいたま市 動物愛護ふれあいセンター 敷地図



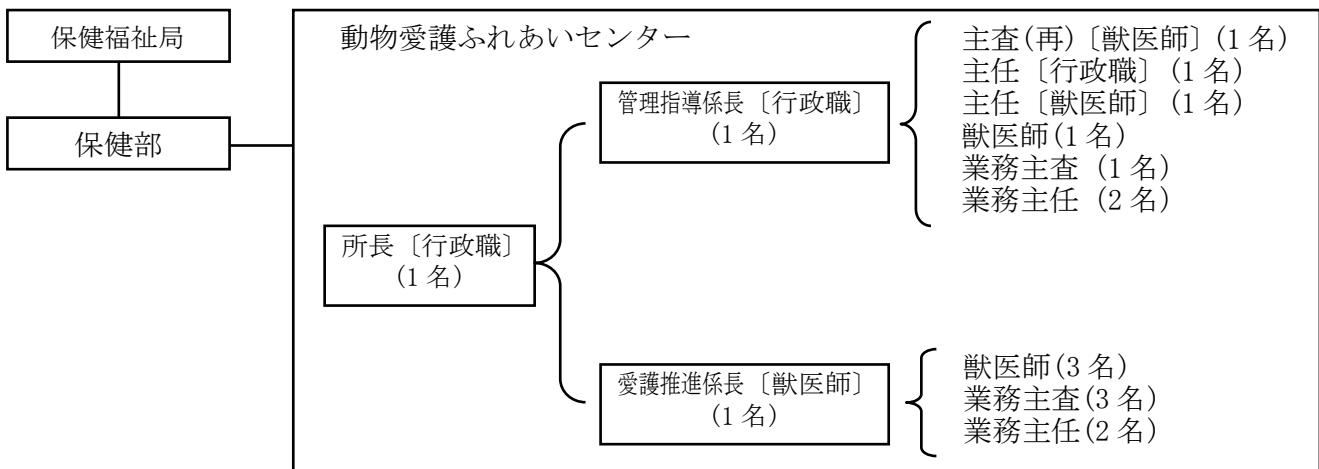


↑ 1階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・動物取扱業の登録・監視
- ・特定動物の飼養又は保管の許可
- ・犬及び猫の引取り及び収容
- ・犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分
- ・化製場法にかかる動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域 (217.43km²)

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

科目	平成 27 年度 予算額(円)	平成 27 年度 決算額(円)
保健衛生 使用料	8,000	17,640
保健衛生 手数料	39,838,000	39,273,660
衛生費 雜入等	78,000	75,180
合計	39,924,000	39,366,480

《歳出》

事業	平成 27 年度 予算額(円)	平成 27 年度 決算額(円)
動物愛護 指導事業	43,247,000	39,276,645
センター管理 運営事業	23,907,000	21,488,407
合計	67,154,000	60,765,052

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1 頭につき 3,000 円
鑑札再交付にかかる手数料	1 頭につき 1,600 円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1 頭につき 550 円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1 頭につき 340 円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1 件につき 300 円

《引取手数料》

犬・猫	生後 90 日以上	1 (頭、匹) 2,050 円
	生後 90 日未満	10 (頭、匹) 単位 2,050 円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1 (頭、匹) につき 3,590 円
保管に要した費用	1 (頭、匹) につき 510 円／日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1 件につき 16,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき 8,000 円
動物取扱業登録更新・特定動物継続飼養許可	1 件につき 10,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき 5,000 円
動物取扱業責任者研修会受講料	1 人につき 3,000 円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養許可	1 件につき 8,000 円
---------	----------------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

（1）ふれあい事業実施状況

【日常ふれあい】

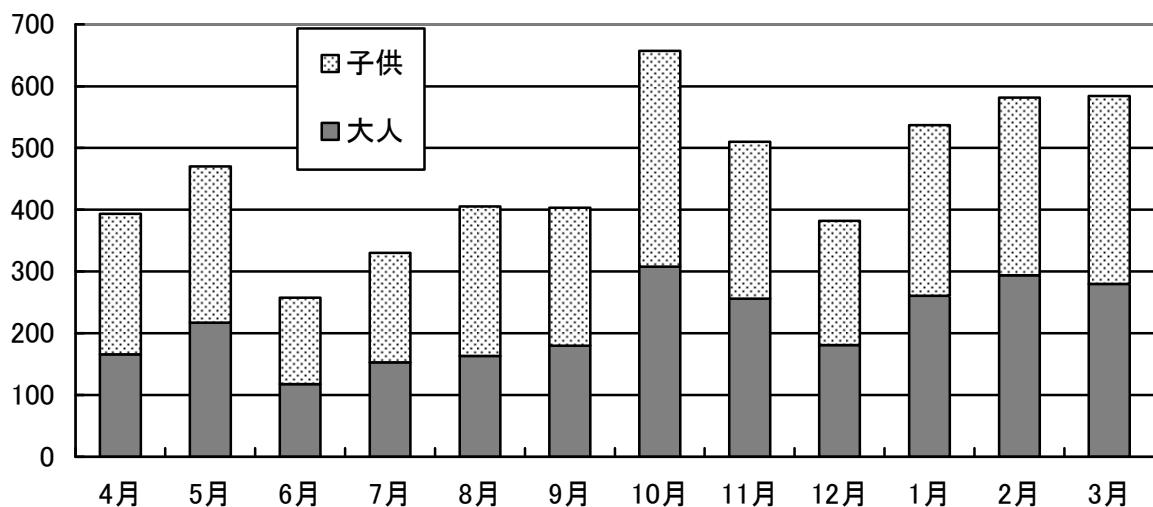


来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が生きていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めました。

【月別・世代別ふれあい来館者数（動物ふれあいフェスティバルの来館者除く）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者(人)	393	470	258	330	405	403	657	510	382	537	581	584	5,510
内訳	大人	166	217	118	153	163	180	308	256	181	261	294	280
	子供	227	253	140	177	242	223	349	254	201	276	287	304
開館日数	25	25	26	26	26	24	26	23	23	23	23	26	295

（人）



【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加団体数	0	1	0	0	0	2	4	4	0	3	2	1	17
参加者数（人）	0	13	0	0	0	39	61	50	0	35	40	28	266

【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えました。

区別	見学回数（回）	見学者数（人）
団体	10	150
個人	15	27
計	25	177



(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数(人)
平成 27 年 6 月 20 日	土谷小学校	2
7 月 8 日～10 日	八王子中学校	6
7 月 22 日～24 日	岸中学校	6
7 月 28 日～30 日	常盤中学校	4
8 月 6 日	淑徳与野中学校	5
8 月 7 日	越谷総合技術高等学校	4
8 月 8 日	※常盤中学校	2
8 月 19 日	市内小学生	15
8 月 21 日	市内小学生	15
9 月 2 日～4 日	与野西中学校	5
10 月 7 日	KTC 中央高等学院	4
11 月 8 日	※大宮東中学校	3
12 月 9 日	クラーク記念国際高等学校	8
平成 28 年 1 月 21 日	※木崎中学校	2
1 月 26 日～29 日	大宮商業高等学校 (インターンシップ)	2
1 月 27 日～29 日	与野南中学校	8
2 月 2 日～4 日	上大久保中学校	5
2 月 16 日～17 日	埼玉大学付属中学校	3
2 月 16 日～18 日	大久保中学校	2
計		101

(※) 区役所の職場体験教室の一環として実施。

【夏休み小学生職場体験教室】

夏休み期間中の小学校 5・6 年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらいました。



<清掃体験>



<トリミング体験>

みら
【中学生職場体験教室（未来くるワーク体験）】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいました。



＜清掃体験＞



＜しつけ体験＞

【インターンシップ】

センターでは、就職を控えた高校生・専門学生・大学生などを対象にインターンシップを実施しています。インターンシップとは「市役所の仕事・サービス提供の現場を体感したい」、「市役所で働く人たちは、どんなことを考えながら仕事をしているのか知りたい」、「自分が学んでいることが、実社会でどれだけ通じるのかチャレンジしたい」等を目的に実際の仕事を通じ学んでもらう事業です。平成27年度は大宮商業高等学校の生徒2名を受け入れました。



＜清掃体験＞



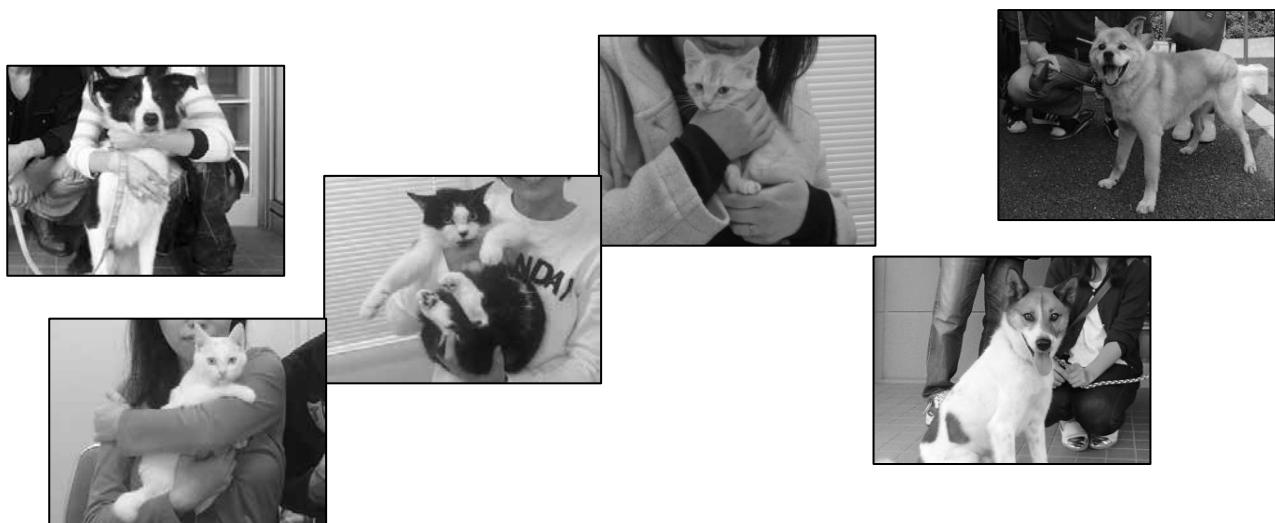
＜縫合体験＞

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	0	1	1	1	2	2	0	2	1	1	1	1	13
		受講組数(組)	0	9	3	3	6	5	0	5	2	2	1	3	39
		受講者数(人)	0	18	8	8	13	8	0	8	5	7	1	6	82
	譲渡会	開催数	0	3	1	1	1	3	0	1	1	1	3	0	15
		参加組数(組)	0	4	3	4	1	1	0	4	8	5	7	0	37
		参加者数(人)	0	9	8	11	2	9	0	7	18	12	17	0	93
団体譲渡(組)			0	2	2	2	2	4	1	0	4	3	1	2	23
譲渡総数(匹)			0	5	6	4	3	15	1	2	9	7	5	2	59
(内訳)	成犬		0	5	6	4	3	12	1	2	7	4	5	2	51
	仔犬		0	0	0	0	0	3	0	0	2	3	0	0	8

猫			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	4	3	2	2	2	3	3	2	4	2	3	0	30
		受講組数(組)	5	3	3	2	6	3	3	2	4	2	3	0	36
		受講者数(人)	10	9	7	4	15	8	4	4	8	4	5	0	78
	譲渡会	開催数	2	2	3	2	2	4	3	3	6	1	4	0	32
		参加組数(組)	2	2	7	3	4	4	3	3	6	1	4	0	39
		参加者数(人)	4	3	15	6	9	9	5	5	9	1	5	0	71
団体譲渡(組)			2	3	4	4	2	2	2	0	1	1	1	1	23
譲渡総数(匹)			19	11	35	14	19	10	14	3	7	3	6	1	142
(内訳)	成猫		5	5	5	1	1	4	3	2	4	2	4	1	37
	子猫		14	6	30	13	18	6	11	1	3	1	2	0	105



(4) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



<犬のしつけ方教室（実技）>



<犬のしつけ方教室（講義）>

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (人)
実 技	平成 27 年 6 月 27 日	6	14
	平成 27 年 10 月 31 日	10	20
	平成 27 年 11 月 28 日	10	16
	平成 27 年 12 月 19 日	19	31
	平成 28 年 1 月 30 日	8	14
	平成 28 年 2 月 27 日	10	23
	平成 28 年 3 月 26 日	8	17
	小計	71	135
講 義	平成 27 年 9 月 20 日（猫）	11	26
	平成 27 年 9 月 20 日（犬）	22	51
	小計	33	77
合計		104	212

(5) 犬とのふれあい方教室（咬傷事故防止プログラム）

犬との間違ったふれあい方が原因で咬傷事故にあわないように、小学校低学年生を対象に日本獣医生命科学大学の学生によるゲーム・寸劇や犬とのふれあいを通じて、犬との正しい接し方を学んでもらいました。

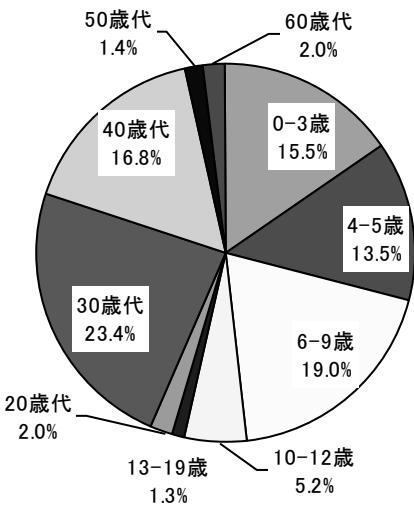


実施年月日	参加組数	参加者数
平成 27 年 8 月 26 日	20 組	50 名

(6) 動物ふれあいフェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しました。

- 開催日：平成27年9月20日（日）
- 開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター
- 来場者数：953人



《来場者世代別内訳》

【実施内容】

常設コーナー



- ・パネル展示
- ・小学生絵画展示
- ・クイズ・スタンプラリー
- ・譲渡動物写真展示コーナー
- ・埼玉県獣医師会さいたま市支部コーナー
- ・日本愛玩動物協会埼玉支部コーナー
- ・ふわふわトランポリン（動物型遊具）



特別セミナー

- ・犬のしつけ方教室



- ・猫の飼い方教室



ふれあいコーナー

- センター活動動物の紹介
- 乗馬体験
- 犬とのふれあい



(7) 市民講座、出張講演

動物行政の現状やペットの高齢化問題、野良猫対策など、市民の関心が高い話題について市民講座を行いました。また、自治会やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張講演を行いました。

《市民講座》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
平成 27 年 8 月 29 日	講師と考える～地域の猫との付き合い方 第 1 回	市民	20
平成 27 年 11 月 28 日	講師と考える～地域の猫との付き合い方 第 2 回	市民	12
平成 28 年 2 月 27 日	講師と考える～地域の猫との付き合い方 第 3 回	市民	15
平成 28 年 1 月 10 日	今日から実践、犬のしつけ方と老後のケア	市民	68

《出張講演》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
平成 27 年 8 月 25 日	動物行政の最近の話題	幼稚園・小学校教諭	100
平成 28 年 1 月 14 日	動物行政の最近の話題	浦和麗明高等学校生	45



2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

平成27年度末時点の犬の登録数は昨年度末より707頭増えて60,794頭でした。また、平成27年7月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射の再通知を送付しました。

(再通知件数：18,262件)



【犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数】

(平成28年3月末現在、単位：頭)

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	5,104	6,430	5,252	9,223	4,246	4,318	5,983	6,939	6,380	6,919	60,794
うち新規登録頭数	254	466	453	439	482	286	351	385	510	525	4,151
注射頭数	3,579	4,813	3,728	6,413	2,977	2,830	4,561	4,922	4,090	4,720	42,633

(2) 収容に係わる業務

放浪犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・猫については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性が高いことを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました（所有者からの引取り）。

捨て猫や迷子猫等、所有者が判明しない猫については、その拾得者等からセンター窓口で引渡しを受けました（所有者不明の引取り）。

センターに収容された所有者の判明しない犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板、ホームページで公示を行いました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬の収容数】

(単位：頭)

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	9	17	10	9	16	13	12	10	13	12	7	15	143
負傷犬	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
所有者からの引取り	1	6	0	0	0	12	0	0	0	3	0	0	22
譲渡後返還（出戻り）	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	10	24	11	10	16	25	12	10	13	15	8	15	169

【猫の収容数】

(単位:頭)

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
所有者不明の引取り	17	21	26	17	6	4	2	2	1	3	0	3	102
負傷猫	19	7	16	8	11	12	9	6	5	3	3	2	101
所有者からの引取り	0	1	6	5	0	2	2	1	1	0	0	0	18
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
計	36	29	48	30	17	18	13	9	7	6	3	6	222

【収容された犬・猫の成子内訳】

犬	区分	内訳	頭数	合計
	捕獲	成犬 子犬	137 6	143
	負傷犬	成犬 子犬	3 0	3
	所有者からの引取り	成犬 子犬	20 2	22
	譲渡後返還(出戻り)	成犬 子犬	1 0	1
	合計	成犬 子犬	161 8	169

猫	区分	内訳	頭数	合計
	所有者不明の引取り	成猫 子猫	8 94	102
	負傷猫	成猫 子猫	58 43	101
	所有者からの引取り	成猫 子猫	13 5	18
	譲渡後返還(出戻り)	成猫 子猫	1 0	1
	合計	成猫 子猫	80 142	222

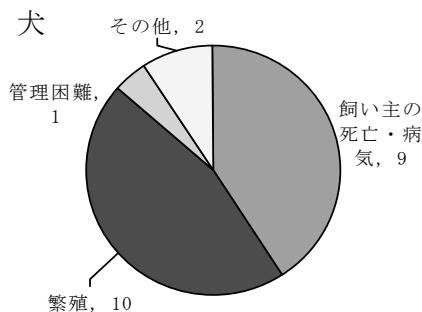
(単位:頭)

【収容された犬・猫の品種内訳】

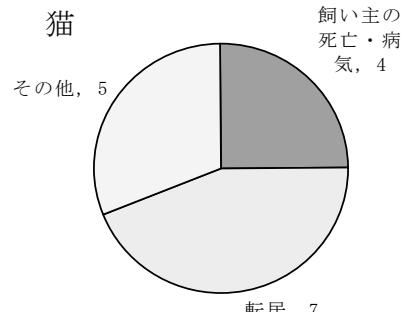
犬	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	64	37.9%
	チワワ	24	14.2%
	柴犬	19	11.2%
	ミニチュアダックスフント	18	10.7%
	トイ・プードル	7	4.1%
	その他	37	21.9%

猫	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	220	99.0%
	メインクーン	1	0.5%
	ペルシャ	1	0.5%

【所有者からの犬・猫の引取り理由(複数理由あり)】



(単位:件)



(単位:件)

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・猫及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めましたが、攻撃的な性格や重い病気、ケガなど譲渡に適さないと判断した場合は、殺処分しました。

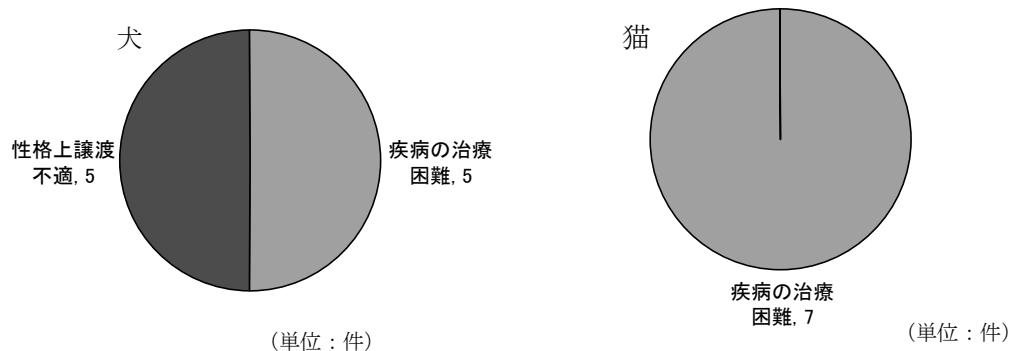
【犬・猫の処分内訳】

(単位：頭)

	区分	内訳	頭数	
			成犬	子犬
犬	返還	成犬 子犬	95 0	95
	譲渡	成犬 子犬	51 8	59
	死亡	成犬 子犬	4 0	4
	殺処分	成犬 子犬	9 0	9
	所有者からの 引取り取下げ	成犬 子犬	0 0	0
	合計	成犬 子犬	159 8	167

	区分	内訳	頭数	
			成猫	子猫
猫	返還	成猫 子猫	0 4	4
	譲渡	成猫 子猫	37 105	142
	死亡	成猫 子猫	38 32	70
	殺処分	成猫 子猫	7 0	7
	所有者からの 引取り取下げ	成猫 子猫	0 0	0
	合計	成猫 子猫	82 141	223

【処分理由（複数理由あり）】



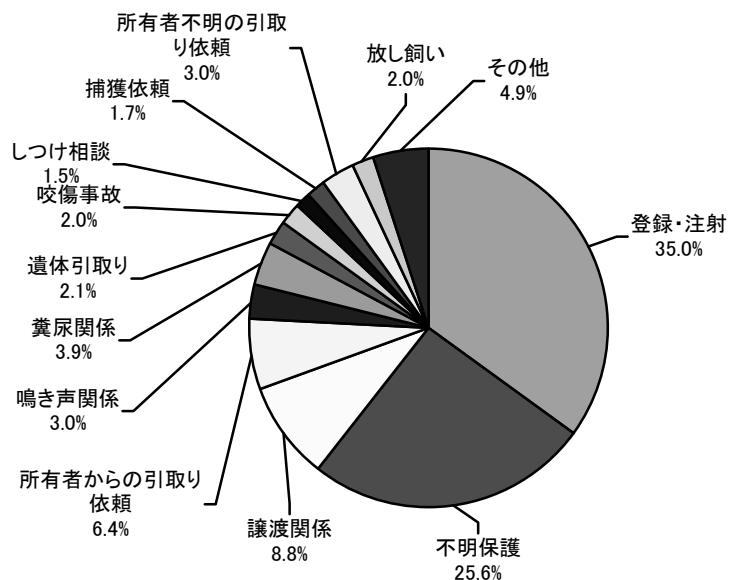
(4) 動物に関する相談

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、ホームページ、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録・注射	438	120	79	70	61	182	86	47	52	53	53	258	1,499
不明保護	56	84	78	98	87	85	121	73	66	75	76	61	960
譲渡関係	25	40	28	15	18	31	17	28	20	36	38	34	330
所有者からの 引取り依頼	19	31	20	39	23	20	22	19	6	16	13	12	240
所有者不明の 引取り依頼	6	13	13	15	6	5	15	2	7	10	8	14	114
捕獲依頼	2	5	8	6	6	3	16	1	3	2	3	8	63
糞尿関係	5	12	16	20	13	16	19	13	3	8	7	14	146
鳴き声関係	7	9	14	16	11	12	6	9	12	2	8	7	113
咬傷事故	3	3	9	5	4	7	12	7	8	9	1	14	82
放し飼い	2	6	8	10	7	7	7	12	3	2	5	6	75
しつけ相談	2	11	5	2	3	1	4	8	6	1	5	8	56
遺体の引取り	3	10	5	3	7	2	7	7	8	10	5	10	77
その他	12	6	11	29	15	32	15	16	14	5	8	20	183
計	580	350	294	328	261	403	347	242	208	229	230	466	3,938

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

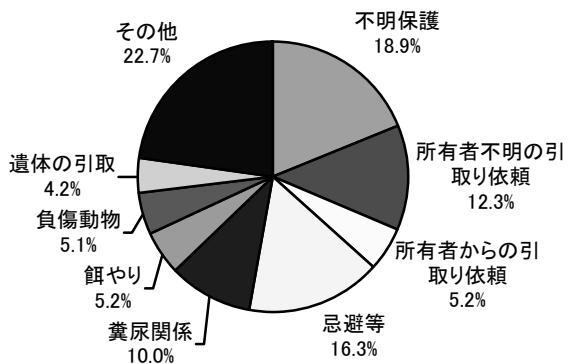
咬傷事故発生時における犬の状況					咬傷事故発生時における被害者の状況						計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他	犬に手を 出した	けい留し ようとした	配達・訪 問等の際	通行中	遊戯中	その他	
8	13	5	6	0	3	2	4	21	1	1	32

(単位：件)

【猫に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不明保護	51	63	68	56	66	70	110	83	50	68	51	56	792
所有者不明の 引取り依頼	55	90	86	49	52	44	76	20	5	6	14	19	516
所有者からの 引取り依頼	16	35	40	27	20	8	22	21	10	15	7	16	237
忌避等	53	84	99	81	50	75	92	41	26	11	26	43	681
糞尿関係	4	28	54	73	29	62	45	28	24	11	27	32	417
餌やり	8	21	20	34	7	30	25	18	11	11	10	24	219
負傷動物	11	28	28	21	28	23	24	16	7	10	2	14	212
遺体の引取り	16	28	22	17	18	16	16	8	6	9	6	12	174
その他	57	119	115	93	58	80	100	73	51	60	58	86	950
計	271	496	532	451	328	408	510	308	190	201	201	302	4,198

(単位：件)



【その他動物に関する相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負傷動物	1	4	4	9	8	7	6	2	1	7	3	5	57
捕獲・駆除	4	7	7	3	4	2	10	1	4	2	1	4	49
野生動物への対応方法	9	10	6	24	8	5	11	6	6	5	5	11	106
引渡し・引取り	2	2	4	3	1	2	4	1	3	0	2	0	24
不明保護	2	3	4	6	1	2	2	8	1	2	0	0	31
その他	13	17	11	17	7	20	34	25	22	9	12	17	204
計	31	43	36	62	29	38	67	43	37	25	23	37	471

(単位：件)

3. 動物取扱業及び特定動物に係わる業務

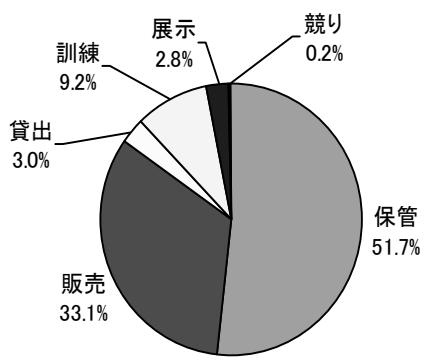
(1) 動物取扱業に関する業務

営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し及び競りの6業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。また、平成24年9月の法改正により、従来は規制対象外であった非営利の動物取扱業（公立の無料動物園など）が第二種動物取扱業として届出の対象となりました。これらの施設の登録・届出事務及び施設への立ち入り調査を行いました。

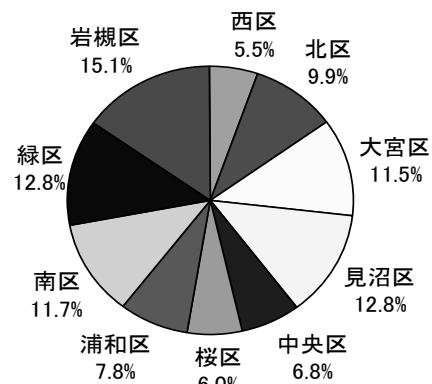
【第一種動物取扱業の登録状況（区別）】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計	
施設数	21	38	44	49	26	23	30	45	49	58	383	
業種（件）	販売	11	16	21	21	8	12	12	12	17	35	165
	(うち犬猫販売*)	10	13	15	14	6	6	7	9	9	19	108
	保管	13	27	29	35	18	16	23	37	34	26	258
	訓練	3	3	5	7	1	3	6	5	10	3	46
	展示	1	0	5	1	3	0	1	1	1	1	14
	貸出し	2	1	4	0	2	0	2	0	1	3	15
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	計	30	47	64	64	32	31	44	55	63	69	499

*犬猫販売は販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。



業種ごとの登録状況



所在地別の登録状況

【平成 27 年度第一種動物取扱業新規登録状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	1	5	5	5	6	1	3	4	5	6	41
業種 (件)	販売	0	3	2	1	1	0	0	1	2	13
	(うち犬猫販売*)	0	2	1	1	1	0	0	1	0	8
	保管	1	3	3	5	1	1	3	2	3	25
	訓練	0	0	0	0	1	0	1	1	3	6
	展示	0	0	1	0	3	0	0	1	0	5
	貸出し	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	7	6	6	6	1	4	5	8	50

*犬猫販売は販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数	21	38	44	49	26	23	30	45	49	58	383
立入検査実施施設数 (延べ数)	8	6	4	16	9	10	4	16	14	10	97

(単位：件)

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談数	42	39	43	37	57	148	77	62	40	48	63	51	707

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、プラザウエスト（さいたま市桜区道場）及び動物愛護ふれあいセンターにおいて動物取扱責任者研修会を実施しました。

実施回数	実施年月日	会場	人数(人)
第1回	平成26年11月5日	プラザウエスト	157名
第2回	平成26年11月18日	プラザウエスト	165名
第3回	平成27年2月24日	動物愛護ふれあいセンター	26名
第4回	平成27年3月16日	動物愛護ふれあいセンター	20名
		計	368名

【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成 24 年 9 月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が第二種動物取扱業として届出対象になりました。

		北区	大宮区	見沼区	中央区	浦和区	南区	緑区	計
施設数		1	1	2	1	2	1	1	9
業種 (件)	ゆずりわたり 譲渡し	0	0	2	1	2	1	0	6
	保管	0	0	0	1	1	0	0	2
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示	1	1	0	0	1	0	1	4
	貸出	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	2	2	4	1	1	12

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、許可が必要です。そのため、申請時、飼養者に対して、飼養管理及び危害防止等の指導を実施するとともに、施設の確認検査を行い、安全確保と適正飼養の指導に努めました。

【飼養・保管状況】

平成 28 年 3 月末時点の特定動物の飼養・保管頭数（実飼養数）は以下の通りです。

		許可施設数	19
		飼養・保管頭数（合計）	57
ほ 乳 類	ツキノワグマ	2	
	ブチハイエナ	3	
	クロクモザル	1	
	ケナガクモザル	5	
	ニホンザル	10	
	シシオザル	4	
内 訳 は 虫 類	インドニシキヘビ	1	
	ビルマニシキヘビ	1	
	ボアコンストリクター	6	
	ブラジルカイマン	2	
	ムカシカイマン	3	
	メガネカイマン	3	
	ヨウスコウワニ	2	
	メキシコドクトカゲ	2	
	アメリカドクトカゲ	1	
	ワニガメ	11	

(単位：頭)

【立入検査実施状況】

立入検査実施施設数（件）	2
動物種類数（種）	3
立入検査実施頭数（合計）	7

(3) 動物の飼養（収容）許可

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、人口密集地など市長が指定する区域内において特定の種類の動物を一定数以上飼養又は収容する場合は許可が必要です。さいたま市では主に動物取扱業者と畜産農家が許可を取得しています。

【動物種ごとの許可件数】

(単位：件)

動物種	犬	牛	馬	豚	めん羊・やぎ	鶏・あひる	計
許可件数	116	6	2	2	3	1	130

(4) 多数の動物の飼養に係わる届出

平成25年9月1日に改正されたさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2の規定により、犬および猫を個別または合計で10頭以上飼育する場合は届出が必要です。

【区別の届出状況】

(単位：件)

	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
届出件数	2	1	5	2	1	2	3	16

第3章 統計資料集

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登録数	西区	5,164	5,014	5,086	5,051	5,104
	北区	6,117	6,294	6,390	6,393	6,430
	大宮区	6,442	4,988	5,075	5,173	5,252
	見沼区	8,510	9,131	9,234	9,229	9,223
	中央区	4,051	3,979	4,080	4,144	4,246
	桜区	3,735	4,194	4,282	4,242	4,318
	浦和区	5,812	5,747	5,862	5,844	5,983
	南区	6,359	6,662	6,821	6,864	6,939
	緑区	6,327	6,125	6,235	6,285	6,380
	岩槻区	6,994	6,867	6,936	6,862	6,919
全区合計		59,511	59,001	60,001	60,087	60,794
狂犬病予防注射数 (うち集合注射数)		40,978 (13,621)	41,484 (12,914)	43,424 (12,734)	42,432 (12,025)	42,633 (10,975)
接種率		68.9%	70.3%	72.4%	70.6%	70.1%
死亡届		3,203	3,023	4,116	3,315	3,357

(単位:頭)

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
犬	収容数		281	271	219	184	169	
	内訳	捕獲・保護		199	189	180	156	143
		負傷犬		8	5	6	4	3
		所有者からの引取り		72	76	33	24	22
		譲渡後返還(出戻り)		2	1	0	0	1
	処分数		292	278	214	192	167	
	内訳	飼い主への返還数		97	96	95	71	95
		所有者からの引取り申請取下げ		1	3	1	2	0
		収容後死亡数		10	4	4	6	4
		譲渡数		91	101	81	96	59
		殺処分数		93	74	33	17	9
		(うち麻酔処分) (うちガス処分)		(27) (66)	(58) (16)	(33) (0)	(17) (0)	(9) (0)

(単位:頭)

3. 猫の収容数及び処分数

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
猫 内訳		収容数	905	845	429	344	222
		所有者不明の引取り	735	646	237	210	102
		負傷猫	64	71	101	100	101
		所有者からの引取り	106	127	91	33	18
		譲渡後返還（出戻り）	0	1	0	1	1
		処分数	910	835	444	344	223
		飼い主への返還数	7	15	2	0	4
		所有者からの引取り申請取下げ	6	3	3	6	0
		収容後死亡数	405	356	117	173	70
		譲渡数	158	259	210	149	142
		殺処分数	334	202	112	16	7
		(うち麻酔処分)	(245)	(200)	(112)	(16)	(7)
		(うちガス処分)	(89)	(2)	(0)	(0)	(0)

(単位：頭)

4. その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
負傷動物 収容数 (内訳)	0	3	8	6	1
		デグー 3	ウサギ 5 モルモット 2 ハト 1	セキセイインコ 2 ニワトリ 1 ハト 1 ヨウム 1 フェレット 1	文鳥 1
返還数 (内訳)	0	0	0	0	0
死亡数 (内訳)	0	0	3	1	1
			モルモット 1 ハト 1 デグー 1	セキセイインコ 1	文鳥 1
譲渡数 (内訳)	0	0	7	2	0
			ウサギ 5 デグー 2	セキセイインコ 1 ヨウム 1	
殺処分数 (内訳)	0	0	1	3	0
			モルモット 1	ニワトリ 1 ハト 1 フェレット 1	

(単位：頭または羽)

5. 犬・猫の譲渡事業

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
犬	講習会開催数(回)	16	20	15	14	13
	受講家族数(組)	72	85	65	51	39
	受講者数(人)	130	140	101	107	82
	譲渡会開催数(回)	25	38	24	21	15
	参加家族数(組)	74	89	53	69	37
	参加者数(人)	165	197	104	144	93
	団体譲渡(組)	30	40	23	38	23
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	63 子犬 28 (1) 計 91 (38)	80 (46) 21 (0) 101 (46)	77 (40) 4 (2) 81 (42)	87 (56) 9 (6) 96 (62)	51 (35) 8 (8) 59 (43)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
猫	講習会開催数(回)	19	19	29	23	30
	受講家族数(組)	57	45	60	46	36
	受講者数(人)	102	74	104	105	78
	譲渡会開催数(回)	23	33	39	29	32
	参加家族数(組)	72	54	70	51	39
	参加者数(人)	138	98	118	124	71
	団体譲渡(組)	26	41	31	18	23
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	44 成猫 (36) 子猫 114 (63) 計 158 (99)	41 (33) 218 (184) 259 (217)	32 (11) 178 (123) 210 (134)	30 (11) 119 (90) 149 (101)	37 (17) 105 (71) 142 (88)

6. 月別来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
23年度	623	392	514	535	497	248(863)※	518	477	406	392	311	412	6,188
24年度	574	415	358	389	529	289(1,013)※	479	475	377	426	522	696	6,542
25年度	444	389	532	406	555	450(918)※	539	420	476	383	207	559	6,278
26年度	758	635	310	340	434	339(826)※	413	526	224	359	321	423	5,908
27年度	393	470	258	330	405	403(953)※	657	510	382	537	581	584	6,463

※9月のカッコ内は動物ふれあいフェスティバルの来館者。

(単位:人)

7. 来館者・ふれあい教室参加者

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
来館者数（人）	6,188	6,542	6,278	5,908	6,463
（うち動物ふれあいフェスティバルの来館者数）	(863)	(1,013)	(918)	(826)	(953)
来館組数（組）	1,964	1,967	1,866	2,022	1,994
日常ふれあい教室開催数（回）	629	620	625	643	687
団体ふれあい教室開催数（回）	8	25	36	18	17

8. 苦情・相談件数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総数	6,407	7,097	6,827	8,236	9,315
犬	犬の苦情・相談総数	3,764	3,909	3,227	3,780
	捕獲依頼	109	92	52	65
	所有者からの引取り依頼	266	176	151	212
	所有者不明の引取り依頼	105	77	24	39
	放し飼い	78	62	24	70
	咬傷事故	61	74	60	96
	糞尿関係	120	134	103	128
	鳴き声関係	125	106	108	119
	不明保護	992	1,018	903	988
	譲渡関係	319	287	237	333
	登録・注射	1,017	1,252	1,047	1,312
	遺体の引取り	113	84	86	114
猫	しつけ相談	59	86	58	95
	その他	400	461	374	209
	猫の苦情・相談総数	2,063	2,447	2,656	3,470
	所有者からの引取り依頼	135	163	143	202
	所有者不明の引取り依頼	463	462	396	453
	糞尿関係	180	185	178	413
	餌やり	176	199	198	217
	負傷動物	124	119	131	128
	不明保護	505	588	561	709
	忌避等	187	189	414	556
遺体の引取り		107	107	138	172
その他		186	435	497	620
その他の動物の苦情・相談総数		108	177	313	391
動物取扱業の苦情・相談件数		472	564	631	595
					707

(単位：件)

9. 犬・猫の適正飼養教室参加者数

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
講義形式	1回目	犬 65	猫 59	犬 69	犬 54	犬 51
	2回目	猫 48	犬 60	猫 19	猫 41	猫 23
	3回目	犬 29	—	犬 50	—	—
	小計	142	119	138	95	74
実技・デモ形式(犬)	1回目	22	16	14	4	14
	2回目	15	15	26	6	20
	3回目	20	17	15	5	16
	4回目	25	22	22	17	14
	5回目	20	17	38	39	31
	6回目	20	47	14	20	26
	7回目	41	18	16	19	17
	小計	163	152	145	110	138
犬とのふれあい方教室		16	20	9	28	50
合計		321	291	292	233	262

(単位：人)

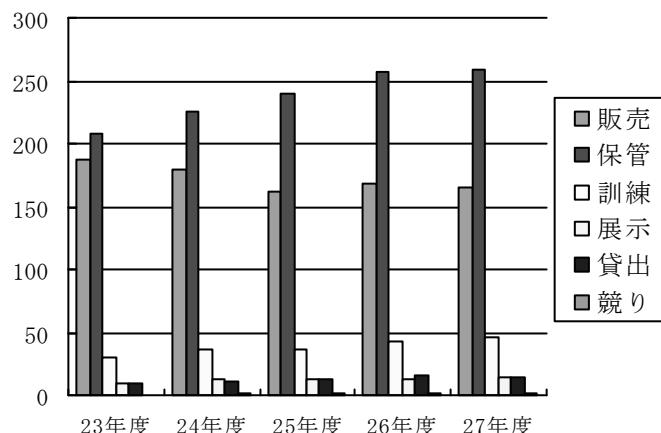
10. 職場体験教室・インターンシップ実施状況

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学生	開催回数(回)	2	2	2	2	3
	参加者数(人)	29	28	30	29	32
中学生	開催回数(回)	8	4	10	12	12
	参加者数(人)	39	19	38	58	51
高校生	開催回数(回)	0	0	0	0	4
	参加者数(人)	0	0	0	0	18
専門学生 大学生	開催回数(回)	0	0	1	1	0
	参加者数(人)	0	0	1	1	0
合計(人)		68	47	68	88	101

1 1. 動物取扱業登録数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
販売	188	179	162	168	165
保管	208	225	239	257	258
訓練	30	36	37	43	46
展示	9	12	12	12	14
貸出	10	11	12	16	15
競り	0	1	1	1	1
計	445	464	463	497	499
施設数	361	375	373	385	383

(単位: 件)



1 2. 動物取扱責任者研修会の開催状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
開催回数 (回)	3	3	4	4	4
参加者数 (人)	287	306	352	370	368

1 3. 特定動物（危険な動物）の許可状況

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
哺乳類 (頭)	中型サル	20	26	20	20	28
	クマ	2	2	2	2	2
	ネコ科	1	1	0	0	0
	ハイエナ	3	3	3	3	3
	哺乳類合計	26	32	25	25	33
爬虫類 (頭)	大型ヘビ	5	7	8	8	18
	ワニ	4	17	10	6	25
	ドクトカゲ	3	11	7	4	9
	ワニガメ	15	15	12	13	23
	爬虫類合計	31	50	37	31	73
飼養数合計(件)	57	82	62	56	108	
許可施設数(件)	15	17	18	19	19	

1 4. 職員構成

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
獣医師	7 (所長 1 人含む)	7 (所長 1 人含む)	5	6	7
技能職	7	7	7	9 (越谷市派遣職員 1 人含む)	8
行政職	1	1	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)	3 (所長 1 人含む)
計	15	15	15	18	18

(単位 : 人)

1 5. 主な事務手数料歳入の内訳

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
犬の登録手数料 (3,000 円)	13,611,000	13,221,000	12,555,000	12,336,000
狂犬病予防注射済票交付手数料 (550 円)	22,928,950	24,141,150	23,401,950	23,423,400
犬の鑑札再交付手数料 (1,600 円)	633,600	550,400	566,400	625,600
狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340 円)	24,480	19,040	19,380	21,080
犬・猫の引取手数料 (2,050 円) ^{※3}	272,000	196,000	96,350	73,800
収容動物の返還費用 (1 件 3,590 円) ^{※3}	381,500	329,000	251,300	341,050
収容動物の飼養管理費 (1 日 510 円)	232,000	141,500	135,150	180,030
動物取扱業登録申請 ^{※1}	1,752,000	1,131,000	1,178,000	928,000
特定動物飼養・保管許可申請 ^{※2}	100,000	100,000	48,000	155,000
動物の飼養 (収容) 許可申請 (8,000 円)	8,000	—	24,000	80,000
動物取扱責任者講習受講料 (3,000 円)	912,000	1,056,000	1,110,000	1,104,000
犬の原簿記載事項証明交付手数料 (1 件 300 円) ^{※4}	5,400	6,400	5,500	5,700
犬・猫の去勢・不妊手術に要する手数料	—	15,000	30,000	—
合計	40,860,930	40,906,490	39,421,030	39,273,660

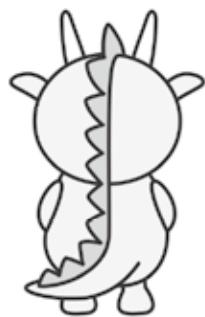
(単位 : 円)

※1 登録手数料 16,000 円、2 件目以降は 1 業種 8,000 円、登録更新手数料 10,000 円、2 件目以降は 1 業種 5,000 円。

※2 許可申請手数料 16,000 円、2 種目以降は 1 種 8,000 円、変更許可申請手数料 10,000 円。

※3 平成 26 年 4 月から犬・猫の引取り手数料が 2,000 円から 2,050 円、収容動物返還費用が 3,500 円から 3,590 円、収容動物の飼養管理費が 500 円から 510 円に変更。

※4 平成 26 年 10 月から犬の原簿記載事項証明交付手数料が 200 円から 300 円に変更。



さいたま市保健福祉局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center
TEL: 048-840-4150 FAX: 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1

この事業概要は 200 部作成し 1 部あたりの印刷経費は 670 円です